



編集発行 公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター 和歌山市ト半町33 TEL 073-431-0657
FAX 073-422-3269

年 頭 の ご あ い さ つ

公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター

理事長 坂 口 邦 嗣



新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、「令和」となつて初めての新春をお健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、元号が改まり祝賀行事が続く中、ラグビーワールドカップでの日本代表チームの活躍に日本中が沸き、にわかラグビーファンになられた方も多いのではないのでしょうか。国籍も体格も異なる選手が“ONE TEAM”を体現して見せてくれた裏には、選手一人ひとりの厳しい鍛錬と選手同士の強い絆を築くために重ねられたコミュニケーションがあったと報道されています。

生衛業においては、組合員の減少などその組織力の低下が課題となっています。生衛業は、消費者の最も身近で地域を支える存在であり、総じて小規模な経営ですが、皆が団結したとき社会を動かす大きな力となることは、これまでの歴史が明らかにしています。相対的に低いとされる生産性を向上し、また、その組織力を高めるため、現在行われている生衛業の生産性向上を目指した取組に加え、組合の情報共有・情報発信の強化などに更に努める必要があると考えます。

また、昨年は台風による強風や浸水の被害が各地で相

次ぎました。近年は、地震や台風などによる大規模災害が毎年発生しています。これらに対する被害軽減や早期の復旧・再建を図るため、地域のハザードマップの確認、災害発生時のBCP（事業継続計画）の策定など日頃の備えも大切です。

一方、世界を見れば米中貿易摩擦、日韓対立などの動きが、国内景気にも影を落としつつあります。最近の日本政策金融公庫の景気動向調査では、国内の生衛業は、持ち直しの動きに足踏みがみられるとされています。今年は東京オリンピックが開催され、生衛業にもその波及効果が期待されますが、今後の動きを注視していかなくてはなりません。

当指導センターでは、各生衛組合、全国指導センター及び日本政策金融公庫等の関係機関と連携し、行政機関のご協力を得ながら、生衛業の皆様役に役立つ情報提供や相談・指導を通じて、生衛業界の経営の安定及び衛生水準の維持向上等に引き続き努めてまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、生活衛生関係業界の発展と皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新 年 の ご あ い さ つ

和歌山県環境生活部県民局

食品・生活衛生課長 藪 野 敬 史



元号が令和となつて初めての新春を迎えるにあたり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素から生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を通じて、県民の快適で衛生的な暮らしの実現に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新しい時代はその始まりにふさわしく、ラグビーワールドカップ2019日本大会の熱戦を皮切りに今年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎え、こ

れまでになく日本中が大いに盛り上がることでしょう。

生活衛生関係営業の皆様におかれましても、この機運に乗じて、消費者ニーズを的確に捉え、温かいおもてなしで魅力溢れる和歌山を「ONE TEAM」として、国内外のお客様に楽しんでいただければと期待しております。

そして、今年が組合員の皆様にとってさらなる飛躍の年となることを願うものであります。

最後に、新しい年が皆様方にとりまして素晴らしい年になりますことを祈念し、新年の御挨拶といたします。

ごあいさつ

日本政策金融公庫和歌山支店

支店長兼国民生活事業統轄 飯 田 圭 一



新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、10月の消費税率の引き上げに伴うキャッシュレス対応、ポイント還元制度など、生活衛生関係営業の皆様におかれましては、様々な対応を求められる1年でもありました。

私どもといたしましても、金融面での支援のほか、「経営課題解決セミナー」の開催等、情報発信にも取

組んでまいりました。

今後もより多くの皆様のお役に立てるよう、金融面での支援はもとより、融資をきっかけとした生活衛生同業組合への加入の働きかけや経営課題解決に向けた情報発信に加え、後継者問題の取組みへの支援にも力を入れ、和歌山県の活性化に向けて取組んでまいります。

最後に、新しい年が皆様方にとって、素晴らしい年になりますよう、心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

栄えある受賞おめでとうございます

永年にわたり生活衛生関係営業の発展と向上に尽くされたご功績により、生活衛生功労者として表彰を受けられました。心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

☆令和元年秋の叙勲 旭日単光章 受賞〔令和元年11月3日〕

理容生活衛生同業組合 元副理事長

山 本 幸 夫 氏（新宮市）

☆厚生労働大臣表彰〔令和元年10月25日・ホテルニューオータニ〕

クリーニング業生活衛生同業組合 理事長

小 倉 正 基 氏（和歌山市）

美容業生活衛生同業組合 理事

岡 崎 節 子 氏（和歌山市）

食肉生活衛生同業組合 副理事長

河 村 眞 二 氏（和歌山市）

☆全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰〔令和元年10月25日・ホテルニューオータニ〕

理容生活衛生同業組合 副理事長

糸 田 泰 典 氏（御坊市）

美容業生活衛生同業組合 理事

小 畑 和 明 氏（御坊市）

美容業生活衛生同業組合 理事

岡 本 政 子 氏（日高町）

☆厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰〔令和元年10月22日・グリーンアリーナ神戸〕

美容業生活衛生同業組合

谷 口 秀 幸 氏（有田市）

新年の御挨拶を申し上げます

和歌山県生活衛生団体協議会

和歌山県飲食業生活衛生同業組合 理事長

田中 大治

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 理事長 小倉 正基

和歌山県理容生活衛生同業組合 理事長

東根 清一

和歌山県食肉生活衛生同業組合 理事長 池田 一雄

和歌山県美容業生活衛生同業組合 理事長

村田 博文

和歌山県興行生活衛生同業組合 理事長 大槻 尚宏

和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長

坂口 邦嗣

和歌山県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長 中本 有香

第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催

令和元年9月30日(月)和歌山県勤労福祉会館3階特別会議室において、令和元年度第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました。

会議では、各生衛組合から広報・啓発事業、組合員の倍增運動、セミナー開催、活動実態調査への協力の各項目について、本年度の行動計画について発表するとともに、指導センターから本年度実施する新規営業許可店舗情報の入手、新規開業者に対するダイレクトメール実施、自主点検票の配布、活動実態調査への協力について説明の後、意見交換を行い、併せて和歌山県及び和歌山市の生衛担当課長及び日本政策金融公庫から助言を頂きました。



地区生活衛生営業相談室を開催

生衛業の皆様の経営、融資その他の営業の相談に応じるために、日本政策金融公庫の協力をいただき地区相談室を開催し、各地区の生衛業の現状や課題についての意見交換、個別相談を行いました。

開催日	保健所管内	開催場所
8月19日	湯浅	紀州有田商工会議所
10月3日	橋本	J A 紀北かわかみ本店
11月18日	串本	串本町商工会
11月28日	田辺	紀南文化会館



田辺地区営業相談室

クリーニング師研修会及び業務従事者講習を開催

クリーニング師研修及び業務従事者講習は、クリーニング業法で3年以内ごとに1回の受講が義務付けられており、和歌山県生活衛生営業指導センターでは、クリーニング組合・各保健所のご協力を得て実施しています。

本年度は、クリーニング師研修を令和元年8月4日(日)に和歌山市の和歌山ビッグ愛で開催し、午前中に特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を、午後にクリーニング師研修を実施しました。特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習には11名、クリーニング師研修には48名が受講していただきました。

また、通信教育で実施している業務従事者講習(Ⅱ型)には7名の方が受講していただきました。

各研修の修了者には、修了証書と受講済ステッカーを交付しました。



特管物講習



クリーニング師研修



後継者育成支援事業(職場体験学習)を実施

昨年5月から11月にかけて、理容、飲食、旅館ホテル、美容の各生衛組合の組合員の事業所で後継者育成支援事業の職場体験学習(インターンシップ)を実施し、中学校・高校の生徒を受け入れていただきました。

生徒や事業所から提出いただいた学習後のアンケートからは、生徒の皆さんの多くが生衛業の魅力や仕事の大変さを実感しながら、短い期間ですが熱心に取り組んでいただいた様子が伺えます。

ご協力いただいた事業所及び生衛組合の皆様ありがとうございました。次年度もご協力よろしくお願いします。



お知らせ

生衛業に係る法律相談室を開催します。

当指導センター顧問弁護士による法律相談室を下記のとおり開催しますので、生衛業の皆様の営業及び日常生活で生じた法律問題についてご相談をご希望の方は是非ご利用ください。

開催日	令和2年2月17日(月) 13:00～16:00
場所	(公財)和歌山県生活衛生営業指導センター 電話 073-431-0657

※当日の相談受付人数に限りがありますので、事前に当指導センター又はあなたの所属する組合まで申し出てください。

なお、今回の相談は無料ですが、継続して相談を受ける場合は、相談者の負担となります。

※当日以外でも、弁護士による法律相談をお受けしています。ご希望の方は、予約が必要です。和歌山県生活衛生営業指導センター(TEL 073-431-0657)までお電話してください。



理容店、美容店、クリーニング店、飲食店の お店選びはSマーク登録店で！

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

Safety

安全

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう損害賠償責任保険に加入しています。

Standard

安心

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

Sanitation

清潔

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は設備についての基準を定めています。

登録申請
お問い合わせ

公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター

和歌山市ト半町33和歌山ミートビル2階 TEL 073-431-0657 FAX 073-422-3269

生活衛生営業経営特別相談員にお気軽にご相談ください。

生活衛生営業経営特別相談員は、生活衛生関係営業の経営の近代化、合理化を推進し、健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、業界の自主的な活動として行う経営指導相談事業の強化を図ることを目的に、現在42名の方に県知事から委嘱をされて各地域で活動していただいています。経営特別相談員は、毎年開催される研修会を受講し、経営、衛生その他相談指導業務に関する資質の向上を図っています。

生活衛生融資の申込みをされる場合や経営でお困りのことがある場合など、経営特別相談員にお気軽に相談してください。

《生活衛生営業経営特別相談員名》

(令和元年11月1日現在 42名)

氏 名	所 属	住 所	氏 名	所 属	住 所	氏 名	所 属	住 所
中野 誠司	飲食業	和歌山市	西浦 敏三	理 容	和歌山市	赤居 憲	クリーニング業	和歌山市
安井 弘美	〃	和歌山市	結城 幸一	〃	和歌山市	池田 大和	〃	和歌山市
小倉 正男	〃	高野町	小川 香代	〃	和歌山市	岩倉 茂実	〃	和歌山市
福本 宗治	〃	かつらぎ町	山口伊久磨	〃	橋本市	橋本 光司	〃	和歌山市
岡村 勝美	〃	九度山町	梅谷 英和	〃	広川町	小島 里美	〃	和歌山市
寺尾 恵二	〃	高野口町	木村 忠則	〃	御坊市	木下 勲	〃	田辺市
岡本 康宏	〃	岩出市	長谷 伸二	〃	田辺市	(6名)		
前田 洋三	〃	海南市	(7名)			大野 裕弘	美容業	和歌山市
千賀 知起	〃	海南市	後藤 勝文	旅館・ホテル	和歌山市	岩橋 八重	〃	和歌山市
山畑 弥生	〃	紀美野町	田中 敏彦	〃	和歌山市	瀬迫佳世子	〃	橋本市
新田みどり	〃	印南町	中村 歌子	〃	和歌山市	原 多万子	〃	海南市
廣井 孝一	〃	田辺市	庄司真珠美	〃	田辺市	谷口 秀幸	〃	有田市
愛須 崇夫	〃	白浜町	(4名)			松下 修	〃	御坊市
若田 耕一	〃	白浜町	藤井美穂子	食 肉	和歌山市	田上 景一	〃	田辺市
里中 祐吉	〃	新宮市	岡本 安広	〃	海南市	中島 敦司	〃	田辺市
(15名)			(2名)			(8名)		

生衛業の皆様、生活衛生同業組合に加入しませんか？

生活衛生同業組合加入は多くのメリット!!

- 各業共済、保険料減額の期待
- 研修会、講習会無料参加
- いち早い情報入手
- 生活衛生融資有利な条件で利用できます
- 無料相談が受けられます
- 各業の個別特典で経営的・利益アップ!

保険料の安い団体保険制度への加入が可能です

生活衛生同業組合に加入すると、日本経済金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

金銭貸付制度(貸付)・共済制度の優遇

生活衛生同業組合に加入すると、日本経済金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

生活衛生同業組合に加入すると多くのメリットがあります。生衛業の皆様、加入を是非ご検討ください。

- ・飲食業生活衛生同業組合 TEL 073-423-2132
- ・理容生活衛生同業組合 TEL 073-444-5400
- ・美容業生活衛生同業組合 TEL 073-474-1060
- ・クリーニング業生活衛生同業組合 TEL 073-432-2817
- ・食肉生活衛生同業組合 TEL 073-432-4529
- ・旅館・ホテル生活衛生同業組合 TEL 073-431-1366
- ・興行生活衛生同業組合 TEL 073-480-4777
- ・公衆浴場業生活衛生同業組合 TEL 073-433-4526
- ・生活衛生営業指導センター TEL 073-431-0657

日本政策金融公庫からのお知らせ



生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ 融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じて、みなさまの事業のお手伝いをしています。

取扱い融資制度の例

資金名	振興事業貸付（注1）	生活衛生改善貸付
ご利用 いただける方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者（注2）であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
ご融資額	設備資金：1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内（注3） 運転資金：5,700万円以内	2,000万円以内
ご返済期間	設備：20年以内[うち据置期間2年以内]（注4） 運転：7年以内[うち据置期間2年以内]	設備：10年以内[うち据置期間2年以内] 運転：7年以内[うち据置期間1年以内]
利率（年）	基準利率、特別利率A・B・C・J	特別利率F

（注1）ご利用にあたっては、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

（注2）常時使用する従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の会社または個人

（注3）業種によって異なります。

（注4）訪日外国人旅行者対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ <https://www.jfc.go.jp/> をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。



事業資金相談ダイヤル

（行こうよ！公庫）

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください

（受付時間：平日9時～19時[国民生活事業]）

和歌山支店 〒640-8158 和歌山市十二番丁58

TEL：073-422-3151

田辺支店 〒646-0028 田辺市高雄1-11-27

TEL：0739-22-6120

厚生労働省からのお知らせ

改正された健康増進法が、**2020年4月1日より全面施行**されます。

原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

詳しい情報はこちらへ
<http://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう！望まない受動喫煙

